



唐口徹
Toru Karakuchi

二〇〇兆円の 政略ジレンマ

今 後の社会資本整備をどうするのか、という議論が本格化してきた。その口火を切ったのは、自民党の国土強靱化総合調査会（二階俊博会長）が検討してきた国土強靱化基本法案であり、六月四日に衆議院に議員立法として提出された。会期が迫り、税と社会保障一体改革法案が中心の今国会では成立の見込みはないが、継続審議となり、今後とも国会審議されること確実である。他にも、公明党が一〇年間で一〇〇兆円の投資計画を次期衆院選挙の公約にするとし、民主党の議員連盟も二〇三〇年目標の社会資本整備のあり方を提言するという動

きを見せている。

政党だけでなく、国土交通省も五月末に二〇一六年度までの五カ年社会資本整備重点計画案を発表している。その計画案はあまり話題になっていないが、先月号の本誌コラム「天地大徳」で大石久和氏が、二〇〇八年の国土形成法の全国計画を「とても計画などといえる代物ではない」と批判（まったく同感）されていることを考えると、各事業の整備率目標を盛り込んだものであり、行政省として一歩も二歩も踏み込んだ内容の計画になっている。

ところが、こうした動きに対し、一般マスコミの論調は、人からコンクリートへの逆行だとか、土建国家の復活だとか、内容を吟味しないレッテル批判を再開させる兆しにある。実は、こうした批判的批判は、国土強靱化基本法に関連した自民党が一〇年間で二〇〇兆円が必要だという考えを抱えていることが契機となっている。強靱化基本法案の条項には、そのような数字は一円足りとも書かれていないが、やはり数字は独り歩きするし、人の思考を決定付けるのである。自民党も、そうした数字の影響力を踏まえて、きちんと説明すればいいのだが、そこは曖昧にして逃げている。

二〇〇兆円Ⅱ事業費を 公言できぬ訳がある

私が自民党の有力議員に聞いたところでは、二〇〇兆円という数字が国費でなく事業費ベースでの想定数字だ、ということだ。ところが事業費ベースであることを明らかにすれば、マスコミだけでなく建設業界など事業者へのインパクトが薄れるという計算がある。自民党案は、真に必要な社会資本整備という事業価値だけでなく、「我が国経済の発展」（第一条・目的）、「国土政策及び経済政策についての総合的検証が行われ、その結果に基づき」（第二条・基本理念）とあるように、長期デフレ・ショックからの脱却という経済効果も含ませているから、経済マインドを刺激するインパクトのある数字に見せたという狙いが伺える。経済マインドには訴えたいが、マスコミの反発は避けたいという政略ジレンマが、一〇年間で二〇〇兆円をオフイシャルなものとして掲げていない一因なのであろう。だが、一部マスコミの二〇〇兆円の財源が財政を破綻させるといふ批判は、事業費ベースという数字をよく理解していないからである。自民党には、そのあたりをきっちり説明する義務

と責任があると言える。

事業費というのは、国費である補助金や交付金がついた事業全体の金額で、例えば住宅ローンで人気のあるフラット35は住宅金融支援機構と民間金融機関とが組んだローンだが、その貸付額全体が事業費となる。それは補助金がつく病院や私立大学や研究所の建設でも同様であるし、PFIも民間資金が中心だが、事業費に組み込まれている可能性がある。

国の直轄事業プラス地方自治体の補助事業負担分が事業費ベースと考えられやすいのであるが、実は巨大な民間資金もカウントされているのである。だから道路対策と住宅対策の事業費が三兆円（二〇一一年度は住宅対策が三兆円超で道路より多額）弱で同規模というのも、後者に民間資金がカウントされているからだ。

国土交通省の二〇一二年度予算は事業費ベースで約一一兆円と発表されているが、政府全体では二〇兆円近くに膨らむとされながら、その実額は正確に把握されていない。なぜなら事業費のカウントは、各省庁や各局によって任されているからである。

先の自民党議員によると、復興予算や補正予算が計上されている二〇一一〜一二年度予算で

は、すでに単年度事業費は二〇兆円を超えているから、このペースで一〇年間継続させれば、一〇年二〇〇兆円というのは、十分実現可能な目標であり、現実的な数字なのだという。それだけ事業費ベースという数字は、膨らませようとすれば膨らむカラクリのあるものであり、真水の国費と異なり、財源論とは直接に結びつかないのである。

人からコンクリートへ批判の 笑えぬ喜劇性

そういう意味では、公明党の一〇年間一〇〇兆円というのは国費を想定していると思えない。二〇〇兆円、一〇〇兆円という巨額に乖離した数字も、カウントの仕方が違うだけで、あまり変わらない考え方になる。一〇〇兆円も違うのに、あまり変わらないことが数字のマジックであり、政治的立場なのである。ましてや何を根拠にしている金額なのかさえ検証せず、数字のマジックに踊らされて、「人からコンクリートへ逆行する」という批判をしているマスコミは、笑うに笑えない喜劇を演じているとしか見えない。

そうした「一〇年間二〇〇兆円」の小細工を

別とすれば、自民党の国土強靱化法は、国、県、市町村の役割と責任をきちんと区別した、政治からの線引きの思想を示した法律であり、国土形成法の全国計画や広域地方計画、さらには社会資本整備重点計画、農業・農村基盤基本計画、半島・離島振興計画という従来の法定計画よりも上位計画として位置づけられる。

第七条では、国は①国土の強靱化に関する施策についての基本的な方針 ②それら施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 ③強靱化施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項——を、国土強靱化基本計画に盛り込むとある。同条八項では「その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため」予算など必要な措置に努めなければならないとある。国の強力な役割が不可欠なのだ。

そして、それは内閣府の国土強靱化戦略本部が担当することになり、強靱化予算の確保が各省庁の縦割りから離れることを意味する。そのためには内閣府が強靱にならなければならないが、寄合所帯の非力さを見せている復興庁の例からも、その強靱さをいかに作るのかが、この法律の生命線であり、これからの社会資本整備の生命線になるのかも知れない。

